

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（抄）

〔平成 18 年 7 月 7 日〕
閣 議 決 定

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

(3) 改革の原則と取組方針

原則3 「優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う」

- ・ 特別会計、独立行政法人等を含め、聖域なき歳出削減・合理化を実行する。その際、優先度を明示し、一律的な歳出削減方式を排す。

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(政策金融改革の推進、独立行政法人の見直し)

- ・ 政策金融改革については、「行政改革推進法」等²⁸に基づき、平成20年度の新体制への移行に向けて着実に進める。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」²⁹を踏まえつつ、業務・組織全般の見直しに取り組む。

²⁸ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)及び「政策金融改革に係る制度設計」(平成 18 年6月 27 日)

²⁹ 「18 年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」(平成 18 年5月 23 日)

18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について（概要） ～行政減量・効率化有識者会議の指摘事項～

【本指摘事項の背景等】

1. 背景

- (1) 16,17年度に中期目標期間が終了した独立行政法人と、18年度以降目標期間が終了する法人とでは特性が異なるため、今後の見直しについては、従来と違った観点からの見直しが必要。

16,17年度の見直し対象法人は、大宗が国の機関に由来する独立行政法人（特徴：役職員は公務員、小規模な法人、法人数が多い。主として行政事務の執行機関か研究開発型の法人。）

18年度以降の見直し対象法人は、大宗が特殊法人から移行した独立行政法人（特徴：比較的規模が大きい国の政策の実施機関。法人に対する財政支出は相対的に大）

- (2) 以上を踏まえ、

行政改革推進法案では独立行政法人の見直しについて以下の内容を規定。

イ) 18年度以降初めて中期目標期間が終了する法人について、国の歳出の縮減を図る見地から、その組織・業務及びこれに影響を及ぼす国の施策について検討。

ロ) 18年度から20年度までの間に初めて中期目標期間が終了する法人が行う融資等業務について18年度に見直しを実施。

また、「行政改革の重要方針」(17年12月24日閣議決定)において、今後の独立行政法人の組織・業務全般の見直しに当たっては、「平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる」こととされている。

2. 行政減量・効率化有識者会議の審議経過等

4月26日

イ) 政策評価・独立行政法人評価委員会の見直しの方針（中間報告）について、総務省から説明聴取

ロ) 所管府省からヒアリング（農林漁業信用基金及び福祉医療機構）

5月9日

所管府省からヒアリング（科学技術振興機構、日本学生支援機構、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び福祉医療機構）

5月19日

見直しの基本的方向の取りまとめのため議論

【指摘のポイント】

1. 中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し

1. 基本認識

「簡素で効率的な政府の実現」に資する、歳出・歳入一体改革の趣旨を踏まえる、さらに、独立行政法人制度に期待されている効率的な運営がなされるようにするという観点から、中期目標期間終了時の独立行政法人の見直しを行う必要がある。

2. 見直しの視点

(1) 事務・事業の重点化

国の施策の実施業務を担う独立行政法人は、国の施策の重点化にあわせ、その事務・事業の徹底した重点化を図る必要がある。

民間で行いうる事業又は他の公的機関で実施可能かどうかを精査し、事務・事業の廃止、移管等を検討。

国の重点施策に係る事務・事業への重点化

(2) 財務面の改善に向けた見直し（収支の改善）

独立行政法人は事務・事業をできるだけ低コストで効率的に実施し、財政支出の削減を図ることが適当。

このため、独立行政法人の行政サービス実施に伴う費用を総合的に表す指標である「行政サービス実施コスト」の改善を業務運営の目標とすべきである。

各法人の具体的な改善目標については、歳出・歳入一体改革を踏まえながら、予算編成と並行して検討していく必要がある。

【具体的な取組】

業務の効率化による費用の削減

イ) より低コストで業務を実施するための取組

一般管理費の削減努力、随意契約の基準の明確化等を通じた一般競争入札比率の向上、民間委託を活用による経費節減等

ロ) 施設・組織等運営面での効率化の促進

利用者ニーズが低く継続的に収支悪化要素となる業務の廃止・縮小、組織の集約化を通じた運営効率化等

ハ) 業務運営の透明性向上による効率化の促進

プロジェクト毎の収支管理を通じたプロジェクト単位での評価
自己収入の増加

イ) 利用者負担の適正化、ロ) 保有資産の売却促進等、ハ) 知的財産等の活用等

事業量の適正化による業務費用の削減

イ) 中期目標期間の業務費の効率化目標を設定し業務費の削減に取り組む、ロ) 小規模あるいは付随的に行われている事務・事業について廃止、ハ) 当初は先駆的あるいは呼び水の事務・事業であったが、長年実施されてきているものについては廃止。

機会費用の低減

無利子貸付や出資金の縮小の可否を検討し、その結果に応じ機会費用の低減を図る。

2. 金融業務の見直し

1. 基本的な考え方

独立行政法人の行う金融業務の見直しは、「民でできることは民で」の考え方から、民間部門の自由・自発的な活動を最大限引き出しつつ、効率的な資金配分の実現を目指すもの。こうした方向性は、政策金融機関の見直しと同じ。

ただし、独立行政法人の金融業務は、それぞれ異なる政策を担っているため一様ではなく、次のように性格の異なるものに分類される。

イ) グループ内での金融という側面が強い業務：特定の関係者への貸与等を目的として、当該関係者と関連の強い原資により実施される業務等

ロ) 民業との競合関係を生ずる可能性が基本的でない業務：融資対象に事業性・営利性がないが公益的見地から実施されている業務等

ハ) 民業との競合関係が生ずる可能性のある業務：イ、ロ以外の業務。この中にも、補助金と一体的に運用される融資、リスクマネーに近い融資等様々な性格の業務を含む。

このため、今回の見直しは、当該業務の位置付けや特性等を考慮しながら、個別に徹底した精査を行う必要がある。

2. 基本的な視点

(1) 事務・事業の重点化及び財務面の改善に向けた見直しにより、その規

模の縮減を図る。

(2) 各金融業務について次の視点から精査する必要がある。

国の政策目的が妥当かどうか。

政策目的達成の手段として現行の金融的手法が適切かどうか。コスト比較した上で他の手法への転換も検討。

独立行政法人の金融業務を実施する能力を踏まえ、能力に相応の手法を選択することを検討。

金融業務として適切・効率的に実施されているかを各機能に分解して精査し、次の措置を講ずる。

- ・リスク管理、回収等金融業務を実施する上で不可欠な機能の強化。そのため必要であれば、民間事業者への委託等を推進。
- ・金融業務の透明性向上の観点から、セグメント別に民間金融機関並に情報を開示。

(3) 民業との競合関係が生ずる可能性のある業務については、政策金融機関の見直しの考え方を踏まえつつ、以下の点を検討。

「民でできることは民に」の観点から、廃止・縮減等を検討。

借り手のモラルハザードが生じたり、民間の金融判断が損なわれるような仕組みとなっていれば改める。

借入先企業等ができるだけ早期に自立して民間融資を受けられるよう支援していくことを公的関与の目標とした仕組みとすべき。

業務実施の効率化、あるいは業務の重複排除の観点から、政策金融機関との関係の在り方についての検討が必要。

(4) 不良債権については、その早期処理を図り、水準を適正化。

(5) 政策金融機関が撤退した業務について、独立行政法人等がその業務の受け皿とならないようにすべきである。

3. 業務の類型に応じた見直し

貸付業務、 債務保証業務、 保険業務、 出資業務、 利子補給業務